

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 9月 1日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目 4 番30号
【電話番号】	03 (5774) 2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松崎 祐之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年8月31日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社SJI（以下「SJI」といいます。）は、平成27年8月31日開催の取締役会において、SJIの元代表取締役社長である李 堅氏、同元取締役副会長である琴井 啓文氏および同元顧問であるG氏に対する損害賠償請求を行うことを決議し、また当該3名との間でSJIの請求に対する支払についての合意書の締結を決議いたしました。

SJI取締役会は、李氏、琴井氏、G氏の3氏に対し、SJIが株式会社東京証券取引所に対して支払った上場契約違約金200万円および証券取引等監視委員会の勧告に基づく金融庁長官の課徴金納付命令により国庫に納付した194百万円の合計214百万円から、李氏によるハードウェアの仮装取引におけるSJIグループに対する入金額とSJIグループからの支払額の差額合計109百万円を減額した後の104百万円を、民事責任の追及として支払いを求めるとし、3氏と協議した結果、支払について合意に至り、平成27年8月31日を支払期日として全額をSJIに支払う旨の合意書を締結いたしました。なお、同日全額入金いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成27年12月期第3四半期の連結決算に特別利益約200百万円を特別利益として計上する予定であります。

以 上